

第5回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議次第

日時 2012年（平成24年）12月27日（木）午後3時～

場所 市庁舎5階 第7会議室

1 （仮称）池子の森の自然公園基本計画（案）について

（1）説明会の報告について

（2）その他

(仮称) 池子の森自然公園基本計画説明会 概要

**概要：** 市長より基本計画策定までの経緯説明があり、それを受け景観設計・東京が基本計画素案の説明を行い、概ね市民の了解を得た。その後、市民からの質疑に対して応答を行った。

## 1. 質疑応答

- ① 久木側の照明が過度に明るくなってしまうとホタル等の生物への影響があるのではないかと危惧している。駐車場の照明も今より落としてほしい。  
→谷戸部は最小限の照明でよいと考えている。
- ② 逗子市に少年用硬式野球場はここにしかないので、引き続き少年用硬式球場として利用出来るように配慮してほしい。管理運営にもかかわりたい。
- ③ 資料館などに関して
  - ・ この資料館は、池子遺跡群の資料に限らず、逗子の自然や歴史を含めた博物館としての機能を持った施設にしてはどうか。
  - ・ シロウリガイは300万年前ではなく、正しくは400万年前の遺跡である。（展示施設説明板は300万年前と記載）
  - ・ できれば、シロウリガイの展示施設も整備してほしい。
  - ・ 公園のどこかに弾薬庫の跡を歴史遺産として残すことはできないか。
- ④ 現在40haという敷地範囲は将来広がる可能性があるか。  
→現在の日米の合意内容は、返還が行われるまでの共同使用であり、他の箇所も含めて、今後も返還交渉を続けていく。公園の運用は入場制限なども含め、今後の課題である。
- ⑤ 自然エネルギーに関して
  - ・ 基本方針や、設計方針の中に、自然エネルギーという言葉をいれることはできないか。
  - ・ 再生可能エネルギーなどの分野を公園の設計方針の対象にしてほしい。
  - ・ 森自身も再生エネルギーの宝庫であることが学習できる場になるとなお良い。  
→現在、園内には、2カ所の太陽エネルギー発電でまかなわれる電灯がある。
- ⑥ 園内の法律に関して
  - ・ 共同使用に関して、日米地位協定上、どのように法律が適用されるのか説明してほしい。  
→現在も一部共同使用の場があるのだが、条例で逗子市が管理を行う公園として設置するので、日本の法律が適用されることになると考えられる。
  - ・ 共同使用地内での犯罪などは日本の法律が適用されるのか。  
→通常公園内での活動は個人活動であるから、基本的には、日本の法律が適用されると考えている。ただし、米軍が軍として活動するときは日本の法律の効力が及ばない。
- ⑦ 防災に関して
  - ・ 近隣都市と防災の協定を結んでほしい。  
→一般的には、横浜市と逗子市は防災協定を結んでいる。池子の森の中で必要であれば、検討を行っていくことになるだろう。
  - ・ 崖崩れの恐れがある場所も考えられるがどうするのか。  
→確認を行って対応したい。
- ⑧ エントランスと不発弾に関して
  - ・ 2カ所のエントランスには施錠を行う予定か。  
→門は設置することになる。常時オープンか、時間によって人が入れないようにするなどは今後検討を行いたい。都市公園は一般的に誰でも、いつでも使えるところなので自然保護区として例外的にルールを適用するか検討する。
  - ・ 不発弾が園内に残されていないことへの確認はできているのか。  
→不発弾の調査の有無に関する報告は聞いていない。弾薬は全て撤去したと聞いている。

## (仮称) 池子の森自然公園基本計画説明会 概要

- ⑨ 駐車場は無料で利用できるのか。また、園内に予約なしで出入りできる場所を設けて欲しい。  
ボランティアが常時集えるスペースが教室1つ分くらい欲しい。  
→池子遺跡群資料館の1階に公園管理事務所を設置する予定だが、どのようにボランティアと協力して運営するかは今後の課題である。駐車場の有料化を行うかどうかも含めて検討したい。
- ⑩ 逗子市には他にない幅跳びや高跳びなど陸上競技ができる運動場にしてほしい。  
→調整池の機能も併せ持っているため、どのようなことが可能であるかは今後検討したい。  
まずは現状で利用を始め、その後利用方法等の議論をする中で検討したい。
- ⑪ 公園の管理などに関して
- ・ 都市公園なのか、自然公園なのか。都市公園としてのレベルの管理を行っていくのか、自然保存を目的とした管理を行うのか。一般的な管理法ではない独自の管理を行っていくものと考えているが、できるだけ自然を大切にしてほしい。  
→自然公園も都市公園の一部であり、この公園についても、都市公園として管理運営を行うが、都市計画決定はできない。自然を保全するための管理方法に関しては別格の配慮を行っていくつもりである。
  - ・ 公園南西部のフェンスは撤去されるのか。  
→フェンスの撤去は行わない予定である。
- ⑫ 整備予算に関して
- ・ 現況の散策路の階段も整備が行き届いているように思われる。共同使用の期間中にできるだけ、国の補助金などをを利用して、必要な整備を行ってほしい。
  - ・ できるだけ早めにボランティア団体などを作り、市の予算の負担を減らす対策をおこなってはどうか。
- ⑬ 施設に関して
- ・ なぜ、アーチェリー場が必要か。  
→第一運動公園の弓道場は、洋弓と和弓と共同で利用しており、アーチェリー場として必要な70メートルの長さが取れていない。このことは、長い間の懸案だったので、アーチェリー場を設置することとした。
  - ・ 駐車場はこれだけの台数が必要なのか。  
→駐車場は、現在あるところにプラスする程度なので適切だと考える。
  - ・ ドッグランが唐突に思えるが、本当に必要なのか。  
→公園内で人と犬が共存していくためには、必要な施設であると考える。ドッグランがないことで、公園内全域を犬が駆け回るようになることを危惧している。
- ⑭ エントランスに関して
- ・ エントランス近くに、100人程度を収容する集会場をつくることができないか。  
→集会場としての機能は管理事務所や野外活動センターにも持つことは可能とも考えるが、市の財政を考慮し、規模を設定ていきたい。
  - ・ ゲートは、夜間不良の溜まり場にならないよう、必ず作ってほしい。  
→夜間の入場制限は、一つの課題だと考えている。
- ⑮ 自然環境を保つためには、ゴミを無くすことへ、パンフレットなどで啓発を促す工夫を行ってほしい。また、ゴミ拾いなどのボランティアも含めて対応してほしい。たくさん的人が訪れる公園となってほしいが、人数制限も必要であると思う。  
→自然を守る公園の利用方法を考えていきたい。
- ⑯ 400mトラックが一日も早く利用できるようになるとうれしく思う。利用料は最小限にしてほしい。  
→料金設定は今後の課題と考えている。
- ⑰ 通常の蛍光灯は昆虫や植物に対して光害があると聞いたので、園内の照明は環境に配慮し、

## (仮称) 池子の森自然公園基本計画説明会 概要

LEDにしてほしい。

- ⑯ 青少年のための野外活動施設について詳しく知りたい。大人も利用できるのか。宿泊はできるのか。

→大人の利用を妨げるものではないが、池子の森の歴史などを次世代に継承する場として、青少年という名前を付けた。運営は今後考えていきたい。基本的に都市公園なので、誰でも使える施設である。最低限の宿泊が可能な施設と考えているが、ベッドを置くようなものではないだろう。自然に対する利用方法を考えると、夜間の利用はどうするかななど議論を深めていかなければならない。まずは、保全から始め、徐々にルールを固めていくと考えている。

- ⑰ 久木側のエントランスには特に夜間、人が入ることがないよう、門などの管理をしっかりと行ってほしい。過度な照明は歓迎されない人たちが集まってしまうことがあるので、注意してほしい。

以上